

フォレンジック調査・サイバーセキュリティに関するサービス実施約款

本約款は、株式会社フォーカスシステムズ（以下「当社」という）が提供するフォレンジック調査もしくはサイバーセキュリティ事業（以下「本サービス」という）の利用条件について定めたものであり、お客様は、本サービスの利用にあたり本約款の内容を遵守しなければなりません。

第1条 （適用）

- 当社は、本約款に基づき、お客様に本サービスを提供します。なお、本サービスの提供対象となるお客様は、営利もしくは非営利の法人・事業所、官公庁もしくは地方公共団体等の行政機関に限るものとし、原則として個人の方は対象外となります。
- 本サービスの利用契約は、お客様が当社所定の方法により申込み、当社がこれを承諾することにより成立します。
- 本約款は、当社との間で本サービスの利用契約を締結し、本サービスを利用するお客様との間において適用されるものとし、本サービスの利用をもって、お客様は本約款の内容を遵守することに合意しているものとみなします。
- 本サービスの利用にあたり、お客様以外の第三者の関与があった場合であっても、当社とお客様の間で事前に取り決めた複製作業・調査プロセス・報告書・支払条件等の諸条件には一切の影響を及ぼさないとします。

第2条 （本サービスの適用範囲等について）

- 本サービスの適用範囲は、『フォレンジック調査依頼書』に記載されている調査対象にて定められた範囲内とします。
- 本サービスにおける調査の範囲は、調査対象の記憶装置に記録されているデジタル・データのみを対象としており、それ以外を対象外となります。
 - 前項の定めにかかわらず、調査対象の記憶装置に記録されているデジタル・データであっても、当該デジタル・データの読取りに、当社指定もしくは所有の装置・ソフトウェア以外の、特殊な装置や環境・ソフトウェア等が必要なデータや痕跡については、調査の対象外となります。また、デジタル・データが暗号化やパスワード等で保護されている場合で、且つお客様により事前に調査可能な状態になされていないもの、保護機能を解除するための情報が得られないもの、もしくは保護機能解除の同意が得られないものについても、調査の対象外となります。
 - 本サービスの作業は、『フォレンジック調査依頼書』に記載されている調査期間（日数もしくは時間数）の範囲内で実施し、当該範囲内で複製～調査・解析～報告書作成を行います。
 - 本サービスの実施過程において、調査対象とすべき記憶装置が別途生じた場合、費用及び調査期間等については、当社とお客様の間で別途協議のうえ、決定するものとします。

第3条 （調査対象記憶装置の取扱い）

- 当社は、調査対象の記憶装置が筐体等の内部に存在し、調査のために記憶装置の取り外しが必要な場合は、取り外し作業を実施します。お客様は、取り外し作業によって、記憶装置もしくはそれを内蔵していた筐体の製品保証が受けられなくなる場合があり得ることを理解し、当該製品保証が受けられないことについて、当社が一切の責任を負わないことに同意するものとします。
- 前項の同意が得られず、且つ記憶装置の取り外しが必要な場合は、取り外し作業はお客様に実施していただきます。その際、作業中に生じた破損・汚染・製品保証の無効化については、当社では一切の責任を負いかねます。
 - 取り外し作業前の段階で確認された、記憶装置もしくはそれを内蔵していた筐体の破損・汚染は、当社では一切の責任を負いかねます。
 - 当社にて調査対象の記憶装置をお預かりする場合は、紛失・盗難・漏洩が発生しないよう、厳重な管理を行います。ただし、自然災害や不慮の事故等による、記憶装置もしくはデジタル・データの破損等については、当社では一切の責任を負いかねます。
 - その他、人的操作ではない、記憶装置もしくはそれを内蔵する筐体本来の機能や性能により発生するデジタル・データの劣化・消失等については、当社では一切の責任を負いかねます。

第4条 （調査対象の記憶装置内データの複製及び解析作業について）

- 当社は、本サービスの調査対象となるデジタル・データの一部又は全部を専用装置もしくはソフトウェアを用いて複製し、複製したデジタル・データに対して調査を実施します。その際、当社は、調査対象となるデジタル・データを一切改変しない方法で複製し、改変が生じる恐れのある場合、もしくは改変がやむを得ない当社が判断した場合は、その旨をお客様に説明し、同意を得たうえで、極力改変が生じない手法で複製を実施するものとします。
- 調査対象となるデジタル・データは、当社指定もしくは所有の装置・ソフトウェアを使用して複製します。それ以外の装置やソフトウェア、環境が必要となるデジタル・データは、複製の対象外とします。
 - 本サービスの複製作業は、特段の定めのない限り、全て当社セキュリティスペースにて実施するものとします。当社外で作業を実施する必要がある場合は、以下の条件を満たす場所にて実施するものとします。
 - 作業中、途切れることなく給電されていること
 - 独立した作業スペースとして確保され、当該作業に関係のない

第三者が容易に立入りできないこと

- 調査対象の記憶装置及び複製に用いる当社指定の装置が搬入可能であり、且つ作業実施に支障の無い十分なスペースが確保されていること
- 埃・湿気等、デジタル・データもしくは電子機器に影響をもたらす要因の少ない、清潔な環境が確保されていること
- 複製作業の実施にあたり、調査対象機器のセキュリティ・ロックやデジタル・データの暗号化の解除、管理者権限の取得等が必要な場合、お客様により事前に当該準備を実施いただくか、必要な情報・手段・手続きを当社に提供していただきます。お客様の責に帰すべき事由により本項の作業に必要な情報・手段・手続きをご提供いただけない場合、作業が実施できなかったとしても、利用料金を請求させていただくことがあります。
- お客様は、調査対象の記憶装置内に、お客様以外の第三者に帰属し、使用許諾契約等により複製が制限されているデータ等が含まれている場合、当社に対し、当該データ等については複製の対象から除外する旨の明示的な指定を実施するものとします。お客様による除外の指定がなされなかったことに起因する当該データ等の複製に関し、お客様と第三者との間で使用許諾契約違反その他の問題が生じたとしても、当社では一切責任を負いかねます。
- 不良セクタ（バッドセクタ）過多等により、複製処理に著しく時間を要する、もしくはその可能性がある場合、当社はその旨をお客様に報告し、同意を得たうえで、複製範囲もしくは手法の変更を行うものとします。
- 当社は、調査対象となるデジタル・データの複製が困難、もしくは不可能であると判断した場合、その旨をお客様に説明し、同意を得たうえで、直接記憶装置に対し解析作業を実施します。その際、当社は、実施方法につきお客様に説明したうえで、当該デジタル・データに極力改変が生じない方法で解析作業を実施するものとします。
- 本条に基づいて実施した複製もしくは解析作業により生じたデジタル・データの改変については、当社では一切責任を負いかねます。

第5条 （調査報告について）

- 本サービスにかかる調査報告書、添付資料、調査の過程で発見し、抽出したファイルもしくはデータ等の成果物（以下「成果物」という）は、当社所定のフォーマットを使用してお客様に提供します。
- 調査結果は、調査開始時点でのデジタル・データの状態に基づくものとし、当社は、成果物にかかる以下の事項については何らの保証をするものではありません。
 - 調査結果にかかる報告が常にお客様の全ての要望を満たすものであること
 - 調査対象となるデジタル・データが調査時点で存在しないことが、過去においても存在していないとは限らない等、過去の状況・状態を明らかにすること
 - 成果物に記載もしくは付与されている日時情報もしくはタイムゾーンが、正確な日時であること
 - 調査過程において、文字化け等、判読可能ではない状態で記録されているデータが確認された場合でも、当社は原則としてその状態で報告するものとします。
 - お客様は、調査対象となるデジタル・データの状況や設定された調査期間によっては、調査依頼項目に関連した情報が何も発見されない報告内容となる可能性があることを認識するものとします。この場合、当社は本サービス実施にかかる契約金額の変更は一切行わないものとします。なお、追加作業の有無、追加作業実施の際の調査期間や利用料金についてはお客様と当社の間で別途協議し決定するものとします。

第6条 （納品）

- 第4条に基づき作成した複製物は、原則として、調査が終了し検収手続きを経た時点で、お客様へ納品もしくは完全消去するものとします。当社内での継続的な保管を希望する場合は、保管のための費用が別途発生します。
- 当社内で継続保管を行う場合、最大で、検収手続き完了日の翌年の同日まで保管します。保管期限が過ぎた場合、予告なく複製物は完全消去します。その際、消去証明などの発行は一切致しません。
 - 当社からの成果物の納品は、紙媒体もしくはCD-ROM等の記憶媒体に格納して実施します。納品後のお客様の管理下における記憶媒体の破損、もしくは記憶媒体内のデジタル・データの破損や改変について、当社では一切の責任を負いかねます。

第7条 （利用料金の支払い）

- お客様は、本サービスの利用料金を、当社から送付する請求書に基づき、当社に支払うものとします。
- 前項に定める支払いは、請求書記載の支払期限までに、当社が指定する

金融機関の口座に振込むことにより実施するものとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。

3. お客様は、サービス利用料金の支払いを遅延した場合、当社に対し、年率6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第8条 (本サービスの中断・中止)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの実施を中断もしくは中止することがあります。

- ① 火災、停電、天災その他の非常事態発生により本サービスの継続が困難となった場合
 - ② その他、運用上あるいは技術上、当社が本サービスの中断もしくは中止がやむを得ないと判断した場合
2. 当社は、本サービスの実施を中断もしくは中止しようとするときは、お客様に対し、事前に書面又は電子メールをもってその旨を通知するものとします。ただし、緊急時等特別の理由がある場合はこの限りではありません。
 3. 当社は、前二項に基づく本サービスの中断もしくは中止によりお客様に何らかの損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第9条 (善管注意義務)

当社は、本サービスの利用契約期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

第10条 (禁止事項)

お客様は、次の各号に該当する行為を行うことができません。

- ① 当社の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- ② 当社の施設・設備もしくは本サービスの実施に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ③ 本サービスにより得られる情報等の改竄その他不正利用と認められる行為
- ④ その他本サービスの実施に際し、当社から明示的に禁止された行為

第11条 (秘密保持)

お客様及び当社は、本サービスに関連して、相手方から開示・提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨書面で指定した情報（以下「秘密情報」という）を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に利用させ、もしくは開示、漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- ① 開示・提供を受けた時点において、既に公知又は公用であった情報
 - ② 開示・提供を受けた時点において、既に自ら保有していた情報
 - ③ 開示・提供を受けた後に、自己の責によらずして公知又は公用となった情報
 - ④ 開示・提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - ⑤ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
2. お客様及び当社は、秘密情報を厳重に管理・保管すると共に、当該秘密情報の安全管理のために必要且つ適切な措置を講じなければなりません。
 3. お客様及び当社は、第4条に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報の全部又は一部を複製してはならないものとします。なお、第4条に基づく複製物並びに相手方の承諾を得て複製した複製物についても、秘密情報とみなします。
 4. お客様及び当社は、本条の定め違反して秘密情報が第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、相手方に報告し、その後の対応について協議するものとします。
 5. 本条の効力は、本サービスの実施が終了した後も継続するものとします。

第12条 (責任の制限)

当社は、お客様が本サービスの利用に関して被った損害について、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、賠償責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大な過失により現実に発生した通常且つ直接の損害についてはこの限りではありません。

2. 本サービスの利用に関連してお客様に生じた損害に対する当社の損害賠償責任は、お客様の請求原因の如何にかかわらず、本約款及び利用契約に基づきお客様が当社に支払う金額の総額を超えないものとします。
3. 本サービスの利用に関連して発生したお客様と第三者の紛争に関しては、当該紛争が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除き、お客様が自らその責任と負担において解決するものとし、当社は一切責任を負わない

ものとします。

第13条 (権利帰属)

本サービスに関する著作権、商標権、ノウハウ及びその他全ての知的財産権は、原則として全て当社に帰属します。

第14条 (権利義務の譲渡)

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本約款及び利用契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは担保の目的に供してはならないものとします。

第15条 (解除)

当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- ① 本約款又は利用契約に違反したとき
 - ② 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てがあったとき
 - ③ 振出、保証、引受又は裏書をした手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - ④ 公租公課の滞納処分をうけたとき
 - ⑤ 重大な過失、背信行為その他取引継続を困難とさせる重大な事情が認められたとき
2. お客様は、前項の定めに基づき利用契約を解除された場合、当社に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならぬものとします。

第16条 (反社会的勢力との関係排除)

お客様及び当社は、自らが「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義される暴力団及びその関係団体等（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、並びに次の各号に定める事項を表明し保証します。

- ① 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を利用しないこと
 - ② 自己及び自己の役員が、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - ③ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されうる関係を有しないこと
 - ④ 自己及び自己の役員が、反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行い又は暴力行為・不当要求行為をなさないこと
 - ⑤ 自己の主要な出資者又は役員が、反社会的勢力の構成員ではないこと
2. お客様及び当社は、本条に違反した場合は何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 3. 当社は、前項に基づく利用契約の解除によりお客様に何らかの損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第17条 (損害賠償)

本サービスの利用にあたり、お客様が本約款及び利用契約に違反し、又はその責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、お客様は当社に対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

第18条 (約款の変更)

当社は、事前の通知をもって本サービスの実施につき必要な範囲で本約款を変更又は追加条項を設けることがあります。当該予告期間内に異議の通知が当社に対してなされない場合はお客様による承諾があったものとみなします。この場合、既に締結された利用契約にも変更後の約款が適用されるものとします。

第19条 (準拠法)

本約款及び利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第20条 (合意管轄)

本約款及び利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条 (協議)

本約款及び利用契約に定めのない事項、その他解釈上の疑義が発生した場合には、お客様と当社は、誠意をもって協議を行い、信義誠実の原則に従って解決するものとします。

2. 当社とお客様の間で締結された秘密保持契約書と、本約款の間で異なる解釈については、秘密保持契約書を優先するものと致します。

以上